

豊川市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年3月27日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	小	林琢生

行政監査（随時）結果に基づく措置通知書

豊川市監査公表第5号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 公金の取扱いにおいては、事故や不正を防止するため、公金を取扱った職員を特定することで責任の所在を明確化する体制が必要である。</p> <p>このため、公金を取扱う所管課においては、公金の取扱いが想定される全ての職員を分任出納員にするとともに、各分任出納員が特定できる分任出納員印及びレジスターを配備されるよう検討されたい。</p>	<p>1 分任出納員は、出納員の監視が及ばない場所での公金の取扱いが想定される場合に限定して配置し、執務室内でのみ公金を取り扱う職場で分任出納員が置かれていない部署においては、出納員の職務命令のもと、所属職員にその事務を補助させることは可能と考え、原則、配置していません。今後は、執務室内でのみ公金を取り扱う職場においても、出納員以外の者が公金を取り扱うことが想定される場合には、分任出納員を配置するようにします。</p> <p>また、分任出納員印の取扱いにつきましても、取扱者を明確化するため、分任出納員の数を見直したうえで、原則1人1個とするようにします。やむを得ず複数人が分任出納員印を使用する場合は、分任出納員印の横に取扱者の認印を押すなどにより公金の取扱者が特定できるようにします。</p> <p>レジスターの配備につきましては、現在、市民課（本庁及びプリオ窓口センター）、資産税課、建築課及び4支所に設置されていますが、このうち、取扱者の登録機能のあるものについては、当該機能を活用し、取扱者を特定できるようにします。</p> <p>また、登録できない機種や登録件数が不足している機種につきましては、今後、取扱者の登録ができる機種への買い換えを検討します。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年3月14日現在のものである。